

平成 22 年 4 月 1 日

加入員の皆様へ

〒103-8427 東京都中央区日本橋本町 4-15-9 伊藤忠連合健康保険組合 業務課 TEL:03(3662)9951

特定受給資格者等である国民健康保険料(税)について

前略 平成22年4月1日より、倒産などで職を失った失業者が安心して医療にかかれるよう、市町村が運営する国民健康保険において、国民健康保険料(税)が大幅に軽減される制度が始まります。このことにより、失業後、当組合で任意継続被保険者となるよりも納める保険料が低くなることが考えられますので、お住まいの市町村の国民健康保険課まで国民健康保険料(税)をご確認ください。

軽減制度の対象となる方

23 • 33 • 34

平成21年3月31日以降に離職された方の内、特定受給資格者(※1)および特定理由離職者(※2) (勤務されていた事業所から届出された離職理由と、離職者が主張する離職理由に相違がある場合は、事実確認を行った上で、公共職業安定所において決定されます)

離職理由コード:雇用保険受給資格者証③欄をご確認ください <特定受給資格者(※1)の離職理由コード> 11・12・21・22・31・32 <特定理由離職者(※2)の離職理由コード>

既に、平成22年度の任意継続保険料を前納されている方で軽減制度の対象となり、国民健康保険に変更を希望される場合は、「別添1 任意継続(前納)保険料還付申出書」をご提出ください。申出書を受理(当組合の受付日)した日の属する翌月分以降の保険料が還付されます。

任意継続(前納)保険料還付申出書に添付する書類 雇用保険受給資格者証(写し)など離職理由の確認できる書類

敬具

任意継続(前納)保険料還付申出書

年 月 日

伊藤忠連合健康保険組合理事長 様

平成 年 月 日に行った保険料の前納については、初めからなかったものとするよう 申出を行いますので、前納した保険料について精算していただきますようお願いいたしま す。

任意	被保険者証の記号・番号											生 年 月	日					
継続被保険者が記入するところ			9 9	9 9 9 — 5:昭和 年 月 日7:平成														
	任意継続被保険 者の氏名			フリガ・	ナ)													
	任意継続被保険 者の住所			郵便							(フリカ	ッ ナ)						
				番号											電話	()	
										_								
還付 方法		振	金融機関		金融	金融機関コード			預金種	§ -	I. 普通 2. 当座			銀行 金庫 信組				本店 支店 出張所
	 逐振込	込希望口座	(ゆう ちょ針 行	艮					租別		3. 別段 1. 通知			信連 信漁連 農協 漁協				本所 支所 本店 支店
			を含 む)		口座番号							口应名美	(フリガナ)					
					□座番	亏						口座名義						

◎「※」印欄は記入しないでください。